

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501583 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600274 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 19 年 4 月 10 日の標準賞与額を 19 万 9,000 円、同年 8 月 10 日の標準賞与額を 19 万 6,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 19 万 3,000 円、平成 20 年 4 月 10 日の標準賞与額を 22 万円、同年 8 月 10 日の標準賞与額を 19 万 1,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 22 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 4 月 10 日、同年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 20 年 4 月 10 日、同年 8 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 4 月 10 日、同年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 20 年 4 月 10 日、同年 8 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 4 月 10 日
② 平成 19 年 8 月 10 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日
④ 平成 20 年 4 月 10 日
⑤ 平成 20 年 8 月 10 日
⑥ 平成 20 年 12 月 10 日

B 厚生年金基金からの連絡により、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑥までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録 (以下「賞与異動記録 (請求者分)」という。) により、請求者は、A 社から請求期間①から⑥までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑤及び⑥については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成19年4月10日は19万9,000円、同年8月10日は19万6,000円、同年12月10日は19万3,000円、平成20年4月10日は22万円、同年8月10日は19万1,000円、同年12月10日は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑥までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501584 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600275 号

第 1 結論

請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

B 厚生年金基金からの連絡により、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録 (以

下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑩については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	14万1,000円
② 平成17年8月10日	20万2,000円
③ 平成17年12月10日	20万1,000円
④ 平成18年4月10日	23万5,000円
⑤ 平成18年8月10日	23万1,000円
⑥ 平成18年12月10日	26万1,000円
⑦ 平成19年4月10日	21万6,000円
⑧ 平成19年8月10日	21万3,000円
⑨ 平成19年12月10日	27万4,000円
⑩ 平成20年4月10日	24万5,000円
⑪ 平成20年8月10日	24万円
⑫ 平成20年12月10日	15万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501659号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600276号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月10日の標準賞与額を28万1,000円、同年12月10日の標準賞与額を32万6,000円、平成19年4月10日の標準賞与額を26万3,000円、同年8月10日の標準賞与額を21万7,000円、同年12月10日の標準賞与額を21万5,000円、平成20年4月10日の標準賞与額を28万円、同年8月10日の標準賞与額を26万9,000円、同年12月10日の標準賞与額を22万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日、同年12月10日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日、同年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月10日、同年12月10日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日、同年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年4月10日
④ 平成19年8月10日
⑤ 平成19年12月10日
⑥ 平成20年4月10日
⑦ 平成20年8月10日
⑧ 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑧までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録(以

下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、A社から請求期間①から⑧までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間②、③、④、⑦及び⑧については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑤については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間①及び⑥については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成18年8月10日は28万1,000円、同年12月10日は32万6,000円、平成19年4月10日は26万3,000円、同年8月10日は21万7,000円、同年12月10日は21万5,000円、平成20年4月10日は28万円、同年8月10日は26万9,000円、同年12月10日は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑧までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501778 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600277 号

第 1 結論

請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

B 厚生年金基金からの連絡により、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録 (以

下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑩については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	27万5,000円
② 平成17年8月10日	33万1,000円
③ 平成17年12月10日	25万3,000円
④ 平成18年4月10日	37万1,000円
⑤ 平成18年8月10日	31万6,000円
⑥ 平成18年12月10日	27万円
⑦ 平成19年4月10日	8万8,000円
⑧ 平成19年8月10日	24万1,000円
⑨ 平成19年12月10日	19万2,000円
⑩ 平成20年4月10日	12万円
⑪ 平成20年8月10日	25万5,000円
⑫ 平成20年12月10日	21万4,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600072号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600278号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日
⑫ 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録(以

下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与实际額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与实际額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与实际額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与实际額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑩については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与实际額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与实际額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	26万2,000円
② 平成17年8月10日	31万4,000円
③ 平成17年12月10日	27万2,000円
④ 平成18年4月10日	30万2,000円
⑤ 平成18年8月10日	27万4,000円
⑥ 平成18年12月10日	25万4,000円
⑦ 平成19年4月10日	26万9,000円
⑧ 平成19年8月10日	25万6,000円
⑨ 平成19年12月10日	25万7,000円
⑩ 平成20年4月10日	26万1,000円
⑪ 平成20年8月10日	25万3,000円
⑫ 平成20年12月10日	24万2,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600324号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600279号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑪までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録(以下「賞与異動記録(請求者分)」という。)により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる請

請求期間①から⑩までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧及び⑩については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑩までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	14万3,000円
② 平成17年8月10日	8万6,000円
③ 平成17年12月10日	27万4,000円
④ 平成18年4月10日	22万8,000円
⑤ 平成18年8月10日	11万4,000円
⑥ 平成18年12月10日	11万3,000円
⑦ 平成19年4月10日	13万1,000円
⑧ 平成19年8月10日	16万6,000円
⑨ 平成19年12月10日	7万5,000円
⑩ 平成20年4月10日	16万1,000円
⑪ 平成20年12月10日	5万2,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600680号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600280号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年9月25日から同年1月8日に訂正し、同年1月から同年8月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成2年1月8日から同年9月25日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成2年1月8日から同年9月25日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年12月1日から平成2年9月25日まで

A社に運転手として勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる源泉徴収簿の写しを提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成2年1月8日から同年9月25日までの期間については、請求者から提出された「平成2年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者が当該期間にA社に勤務し、同社から当該期間に係る給与を支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は連絡先が不明であることから、請求者の平成2年1月8日から同年9月25日までの期間に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情

はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間のうち、平成元年 12 月 1 日から平成 2 年 1 月 7 日までの期間については、上述のとおり請求期間当時の事業主は既に死亡しており、A社は平成 14 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は連絡先が不明であり、請求者は、商業登記簿謄本により確認できる請求期間当時の取締役を含め、同僚への照会を希望していないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。